

船員室の定員に関する事項

改正規則等

居住衛生設備規則
居住衛生設備規則検査要領

改正事項

船員室の定員に関する事項

改正理由

国際労働機関（ILO）は、船員の労働環境の向上等を目的として、海事労働条約（MLC）を採択している。同条約では、船舶の居住衛生設備に関する要件を規定しており、本会は居住衛生設備規則（日本籍船舶用）に同要件を取入れている。

MLC では、居住設備に関する要件として、原則各船員に対して個人用の寝室を与えるよう規定している。一方、総トン数 3,000 トン未満の船舶については、船舶所有者団体と船員団体との間で合意がなされていることを条件に、床面積に一定の基準を設けた上で船員室の定員を 2 人とすることができる旨規定している。しかしながら、居住衛生設備規則においては、当該条件が一部不明確となっている。

この程、国土交通省において、船員室の定員を 2 人とするための条件が MLC に沿って明確にされたことから、同取扱いに整合させるべく関連規定を改めた。

改正内容

船員室の定員を 2 人とする条件の 1 つとして、船舶所有者団体と船員団体との間で合意が必要である旨改めた。